

## 生活保護基準引き下げの影響を就学援助に及ぼさないことを求める要望書

就学援助制度は、学校教育法で、「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」(同法第19条)との規定に基づき実施されている。

その支給対象は、要保護者(生活保護受給者)と準要保護者(要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者)であるが、準要保護者の認定基準は各自治体の裁量に任されている。福生市においては、要保護者と同程度の所得水準の者と厳しく定めている。すなわち、生活保護受給資格があるが受給していない保護者を準要保護者として就学援助費を支給しているものである。

さて、平成25年より、国による生活保護基準引き下げが3回に分けて実施され、平成27年4月1日がその3回目となる。このことによって、福生市においてはこれまで就学援助を受けていた児童生徒の内、9世帯10人が、4月から対象外になることが想定されている。

よって、以下の理由から、福生市においては、全ての児童生徒が安心して学ぶことができるよう、生活保護基準引き下げの影響が就学援助に及ばない対策をとることを要望する。

1. 生活保護基準引き下げ以降、物価値上がり、消費税増税などで18ヶ月連続、実質賃金が減少(厚生労働省12月の毎月勤労統計調査)し続けており、特に、低所得世帯の生活困窮は極まっている。今回対象外とされる世帯も生活はより厳しくなっていると予想される。
2. 国においても、生活保護基準引き下げが自治体の他の施策に影響が出ないように要請するとしていたものであり、福生市においてもその努力が求められていると考える。
3. 他の多くの自治体においては、平成25年4月1日の生活保護基準によって平成27年度の就学援助を支給するなど、影響が及ばないように対策をとっている。
4. 今回、就学援助支給対象外になる児童生徒の受給額は、小学生で一人約65,000円、中学生で一人約30,000円、9世帯10人合計で約539,000円である。市にとってはわずかな額であるが、当該世帯にとっては重い負担となる。特に、小学生においては、給食費が約45,000円と大きく、新たな滞納も危惧される。何よりも当該児童の精神的負担を危惧する
5. 今回、支給除外される世帯は、準要保護世帯である。所得水準は生活保護基準に該当していながら、生活保護を受けずに頑張ってきた世帯である。こうした世帯に、何の対策もとらずに新たな大きな負担を求めることは、「子育てするなら福生」の方針にも合致しないものである。

福生市長 加藤育男 殿

福生市教育委員会教育長 川越孝洋 殿

平成27年3月20日

提出者 池田公三

賛成者 奥富喜一